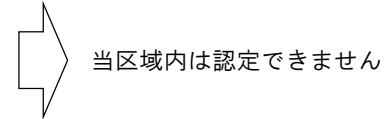


【建築場所】 豊田市 町	【連絡先】 会社名 氏名 電話番号
-----------------	----------------------------

申請者による確認事項（申請者で記載して提出してください。）

該当する方にチェックをつけてください		
建築物の用途	<input type="checkbox"/> 一戸建ての住宅（台所、便所、風呂を有すること） ※離れば認定できません <input type="checkbox"/> 共同住宅等（共同住宅、長屋、兼用住宅、併用住宅）	
都市計画施設の区域※1	<input type="checkbox"/> 外	<input type="checkbox"/> 内
地すべり防止区域※3	<input type="checkbox"/> 外	<input type="checkbox"/> 内
急傾斜地崩壊危険区域※3	<input type="checkbox"/> 外	<input type="checkbox"/> 内
土砂災害特別警戒区域※4	<input type="checkbox"/> 外	<input type="checkbox"/> 内
土砂災害警戒区域※4	<input type="checkbox"/> 外	<input type="checkbox"/> 内（維持保全計画書に措置を記載）
浸水想定区域※2	<input type="checkbox"/> 外	<input type="checkbox"/> 内（維持保全計画書に措置を記載）
土地区画整理事業の区域※1	<input type="checkbox"/> 外	<input type="checkbox"/> 内（土地区画整理法第76条許可添付）
地区計画※1	<input type="checkbox"/> 外	<input type="checkbox"/> 内
居住環境に関する注意事項	認定には地区計画、景観計画、建築協定、敷地の最小規模（過少宅地要綱）の適合が必要です 内容については下記の建築相談課ホームページをご確認ください	



以下の書類が添付されていることを確認してください（技術的審査済みの場合）

・ 認定申請書	
・ 委任状	
・ 維持保全計画書	土砂災害警戒区域、浸水想定区域内の場合は必要な措置を記載してください。
・ 確認書又は住宅性能評価書	
・ とよたiマップ(都市計画情報マップ)※1	←該当地をクリックし、都市計画情報が表示された状態で印刷してください。
・ とよたiマップ(防災マップ)※2	←浸水想定区域を表示した状態で印刷してください。 (マップ関係共通の注意事項)
・ マップあいち(地すべり・急傾斜情報)※3	各マップには、該当地が分かるように明記してください。
・ マップあいち(土砂災害情報)※4	←浄水・土橋・花園・官上第二区画整理地内の場合のみ必要となります。
・ 土地区画整理法第76条許可の写し	
・ 付近見取図	
・ 配置図	
・ 各階平面図	
・ 求積図	
・ 立面図	
・ 断面図又は矩計図	

増改築及び既存住宅に係る認定申請には以下の書類も添付してください

・ 用途別床面積表	
・ 状況調査書	
・ 工事履歴書	若しくは既存建築物の建築基準法に基づく検査済証又は建築確認台帳に係る記載事項証明

■手数料表1（一戸建ての住宅）

	登録性能評価機関の技術的審査を経る場合	豊田市へ直接申請する場合
新規	¥17,300	¥64,800
増改築	¥19,100	¥75,300
変更	¥4,000	¥25,300

※変更手数料がかかるのは、新規の申請をH25年4月以降に受付したもの。（認定番号がH25以降で始まるもの）

■手数料表2（共同住宅等（登録性能評価機関の技術的審査を経る場合））

新規	戸数	基本額 / 戸数	1戸あたりの額 100円未満切捨て	⇒	× 戸数	=	申請手数料
						=	
	~5戸	¥24,600 /	=	⇒	×	=	
	6~10戸	¥35,900 /	=	⇒	×	=	
	11~30戸	¥47,300 /	=	⇒	×	=	
	31~50戸	¥79,800 /	=	⇒	×	=	
	51~100戸	¥130,200 /	=	⇒	×	=	
	101~200戸	¥208,200 /	=	⇒	×	=	
	201~300戸	¥253,600 /	=	⇒	×	=	
	301戸~	¥269,900 /	=	⇒	×	=	

建築相談課HP ⇒長期優良住宅認定制度 ⇒居住環境の維持及び向上への配慮に関する基準

<https://www.city.toyota.aichi.jp/kurashi/sumai/kaoku/1051413/1051415.html>

検索 「豊田市 居住環境の維持」

■審査項目等

※受付時は、《書類》が添付されていること十太線で囲われている《確認項目》のチェックをする。

《書類》	《確認項目》
<input type="checkbox"/> 二面	<p>【敷地規模（過少宅地）】※都市計画区域内の場合のみ △市街化区域→□130m²以上 □100m²以上届出承認済（月 日） <input type="checkbox"/> 適用除外 △市街化調整区域→□160m²以上 □100m²以上届出承認済（月 日） <input type="checkbox"/> 適用除外</p> <p>【景観法の届出】 ・足助町 ・とよたiマップに記載の規模を超える場合 上記、一つでも該当する場合は景観担当に確認、該当ない場合は届出不要 <input type="checkbox"/> 不要 <input type="checkbox"/> 要 [承認済（月 日）]</p> <p>【建築協定】栄町、日南町、双美町、西岡町、大島町、高橋町、東山町は地図確認 <input type="checkbox"/> 外 <input type="checkbox"/> 内（協定名： ） 区域内の場合は協定毎の規制に適合していることを確認</p> <p>【地区計画】※地区計画区域内の場合のみ <input type="checkbox"/> 外 <input type="checkbox"/> 内 →届出No. () 承認日(月 日) <input type="checkbox"/> 届出書不要</p> <p>【住宅の規模】 <input type="checkbox"/> [6欄]の各階床面積は長期優良住宅の床面積か（階段が除かれたもの） △戸建て住宅→床面積の合計が75m²以上かつ1の階の床面積が40m²以上 △共同住宅等→床面積が40m²以上</p>
<input type="checkbox"/> 四面	<input type="checkbox"/> [2欄]に定期点検等実施者と所在地（市・区まで記載） <input type="checkbox"/> [3欄]に資金計画は記載されているか <input type="checkbox"/> [4欄]着手予定年月日が申請日以降となっているか
<input type="checkbox"/> 維持保全計画書	<input type="checkbox"/> 期間は30年以上となっているか
<input type="checkbox"/> 確認書または住宅性能評価書	<input type="checkbox"/> 当該物件のものか確認（申請者や地名地番等）
<input type="checkbox"/> マップあいち（地すべり/急傾斜）	<input type="checkbox"/> 建物が区域に入っていない <input type="checkbox"/> ※区域内の場合、認定不可
<input type="checkbox"/> マップあいち（土砂災害情報）	<input type="checkbox"/> 建物が土砂災害特別警戒区域に入っていない <input type="checkbox"/> ※区域内の場合、認定不可 △ 土砂災害警戒区域内であれば維持保全計画書に措置の記載があるか △ 浸水想定区域内であれば維持保全計画書に措置の記載があるか
<input type="checkbox"/> とよたiマップ（防災マップ）	<input type="checkbox"/> 建築が都市計画施設の区域に入っていない <input type="checkbox"/> ※区域内の場合、認定不可
<input type="checkbox"/> とよたiマップ（都市計画情報）	<input type="checkbox"/> 土橋・花園・宮上第二区画整理地内のみ添付 ※区画整理前は都市計画法53条の許可
△ 76条許可の写し	<input type="checkbox"/> 一戸建ての住宅での申請で離れとなっていないか
<input type="checkbox"/> 各階平面図	<input type="checkbox"/> 記載内容に誤りがないか
<input type="checkbox"/> 認定通知書	
<p>【注意事項】</p> <p>HPに記載ある、「次の区域又は地区内においては、原則として認定を行いません」部分の補足</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 都市計画法第4条第4項に規定する促進区域→豊田市は土地区画整理促進区域あり（都市計画データブックに掲載） ・ 都市計画法第4条第6項に規定する都市計画施設の区域→都市計画課への持回り、とよたiマップにて確認 ・ 都市計画法第4条第7項に規定する市街地開発事業の区域→豊田市は土地区画整理事業と市街地再開発事業あり（都市計画データブックに掲載） ・ 都市計画法第4条第8項に規定する市街地開発事業等予定区域→豊田市は区域指定なし ・ 住宅地区改良法第8条第1項の告示があった日後における同法第2条第3項に規定する改良地区→豊田市は区域指定なし <p>⇒ 現状で区域指定が無くとも、今後区域指定された場合は認定を受ける上で確認が必要となる</p>	
<p>【指摘事項等】</p> <p>（複数行あります）</p>	